

京都府動物愛護推進計画（改定）のイメージ

改定計画の概要

計画の位置づけ

- 根拠法令等
 - ・動物愛護管理法第6条
 - ・動物愛護及び管理に関する基本指針
- 府民、事業者、ボランティア、関係団体、市町村、府等による動物愛護管理の活動を行う拠り所
- 計画期間
 - 令和3年4月～令和13年3月
 - (5年後を目途に見直し)

改定の背景

- 現計画(H27～)の中間見直し
- 動物愛護管理法、基本指針の改正

改定の考え方・特徴

- 動愛センター運営開始以降5年間の取組を検証、また法改正を踏まえ、課題に対応する施策展開を4つに分類

(新たな施策例)

- ・動物の愛護・・・動物愛護学習プログラム作成
- ・動物の育成・・・苦情対応マニュアル作成・配布
- ・安心・安全・・・避難所運営マニュアル作成
- ・協働・連携・・・施策の進捗を検討委員会で評価

- 現計画で既に目標に到達した項目はより高い目標を、未達成項目は同値を設定。犬猫の出入りを一層厳密に管理できる項目を設定。引き続き府と京都市の連携のもと、目標達成を目指す。

人と動物が共生する社会の実現

施策展開

動物の愛護

- (1) 動物愛護精神に対する理解の促進
- (2) 人と動物のよりよい関係づくりの推進

動物の育成

- (1) 所有者責任の徹底等
- (2) 保護動物等の返還・譲渡の推進
- (3) 殺処分頭数の削減
- (4) 動物取扱業等の社会的責任の徹底

人及び動物の安心・安全

- (1) 特定動物の飼養許可及び適正飼養の徹底
- (2) 犬の登録・狂犬病予防注射
- (3) 感染症(狂犬病を除く。)対策
- (4) 災害対策
- (5) 動物の遺棄・虐待防止対策

数値目標

項目	単位	方向	数値目標	(R1実績)	(評価)	現目標
犬の殺処分数	頭	↓	0	20	×	0
猫の殺処分数	頭	↓	300	642	○	930
犬の返還・譲渡率	%	↑	100	94	新設	犬・猫の譲渡割合は達成済
猫の返還・譲渡率	%	↑	31	21		
犬の引取数(飼い主)	頭	↓	12	51	◎	1,400
猫の引取数(飼い主)	頭	↓	25	73		
犬・猫等の苦情数	件	↓	1,000	1,672	○	2,050
狂犬病予防注射実施率	%	↑	100	69	×	100

関係者との協働・連携の強化

◆府民

- ・動物愛護への理解
- ・適正飼養の徹底

◆事業者

- ・法令遵守
- ・購入者に対する情報提供・啓発
- ・動物の適正な取扱い

◆自主的な活動団体

- ・地域における愛護活動
- ・相談応需
- ・行政との連携/協働

◆市町村

- ・犬の登録・予防注射
- ・啓発・教育
- ・所有者への助言指導
- (・事業者の監視指導、犬猫の飼養管理)

◆府

- ・計画の調整
- ・市町村への技術的支援
- ・事業者の監視指導
- ・飼養管理
- ・国や他府県との連携